

(別紙 3)

嘉島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R5年度の人件比率
R6年度	人 10,251	千円 6,945,050	千円 38,957	千円 815,665	% 11.7	% 10.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

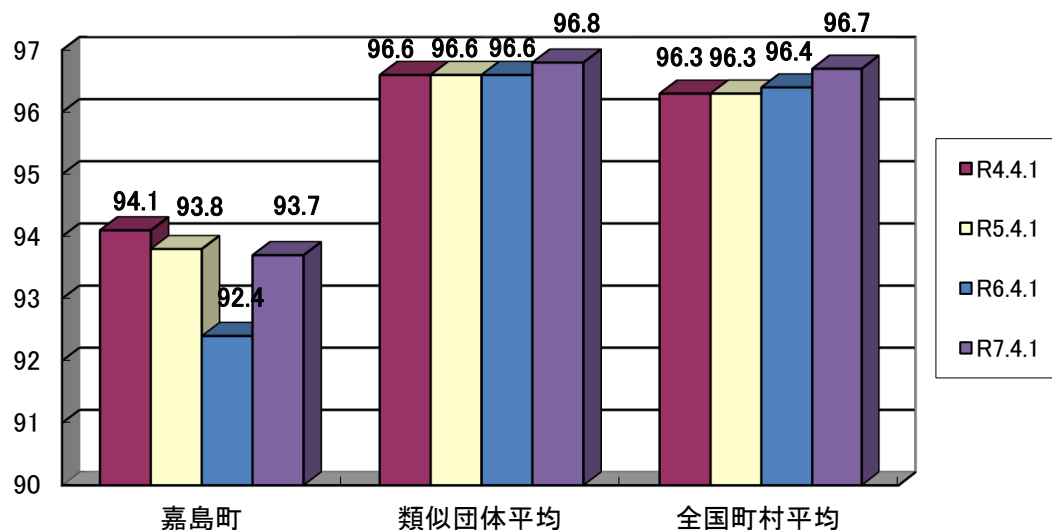
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 84	千円 331,167	千円 34,624	千円 126,178	千円 491,969	千円 5,857	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R7年度	円 —	円 —	円 —	% —	% 3.62	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、嘉島町においても0%。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %
嘉島町の支給割合	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和7年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嘉島町	36.8歳	285,300円	319,700円	305,045円
熊本県	42.6歳	333,192円	404,921円	358,648円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		嘉島町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	—	192,400円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	252,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

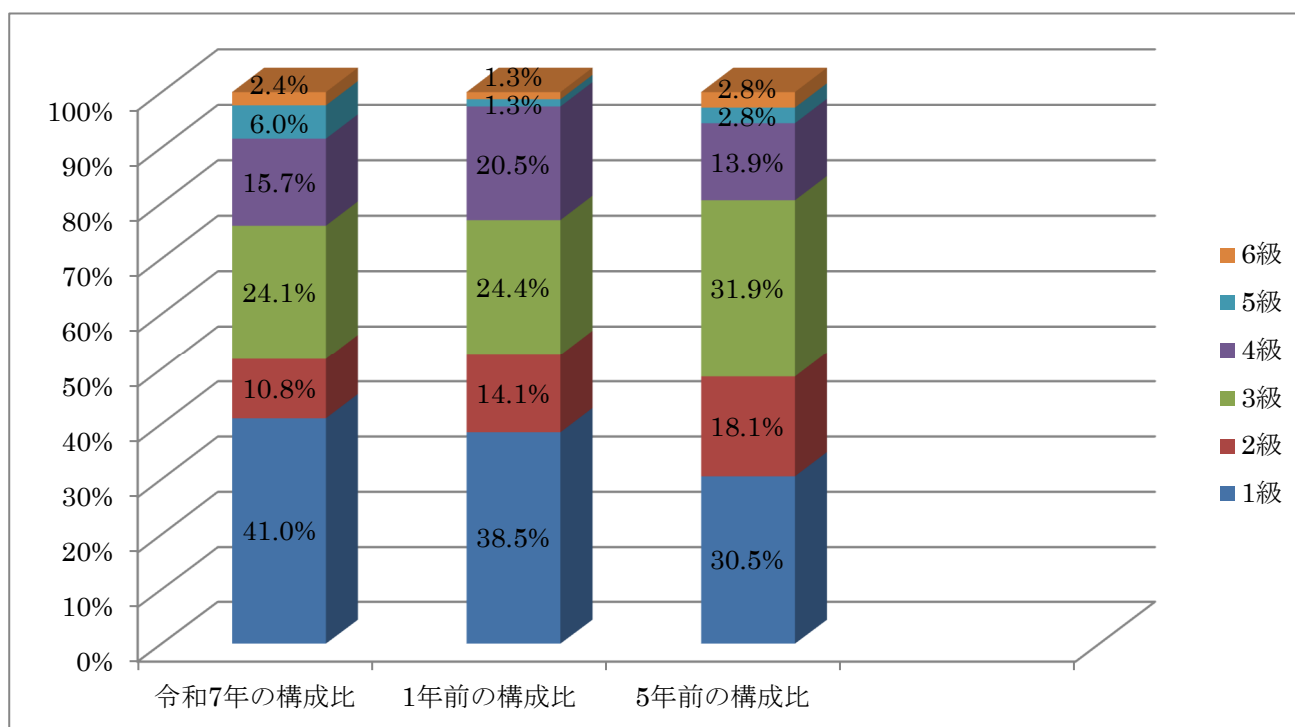
区 分		経験年数約10年	経験年数約20年	経験年数約25年	経験年数約30年
一般行政職	大学卒	278,600円	328,400円	372,300円	381,600円
	高校卒	257,600円	315,400円	340,700円	384,600円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

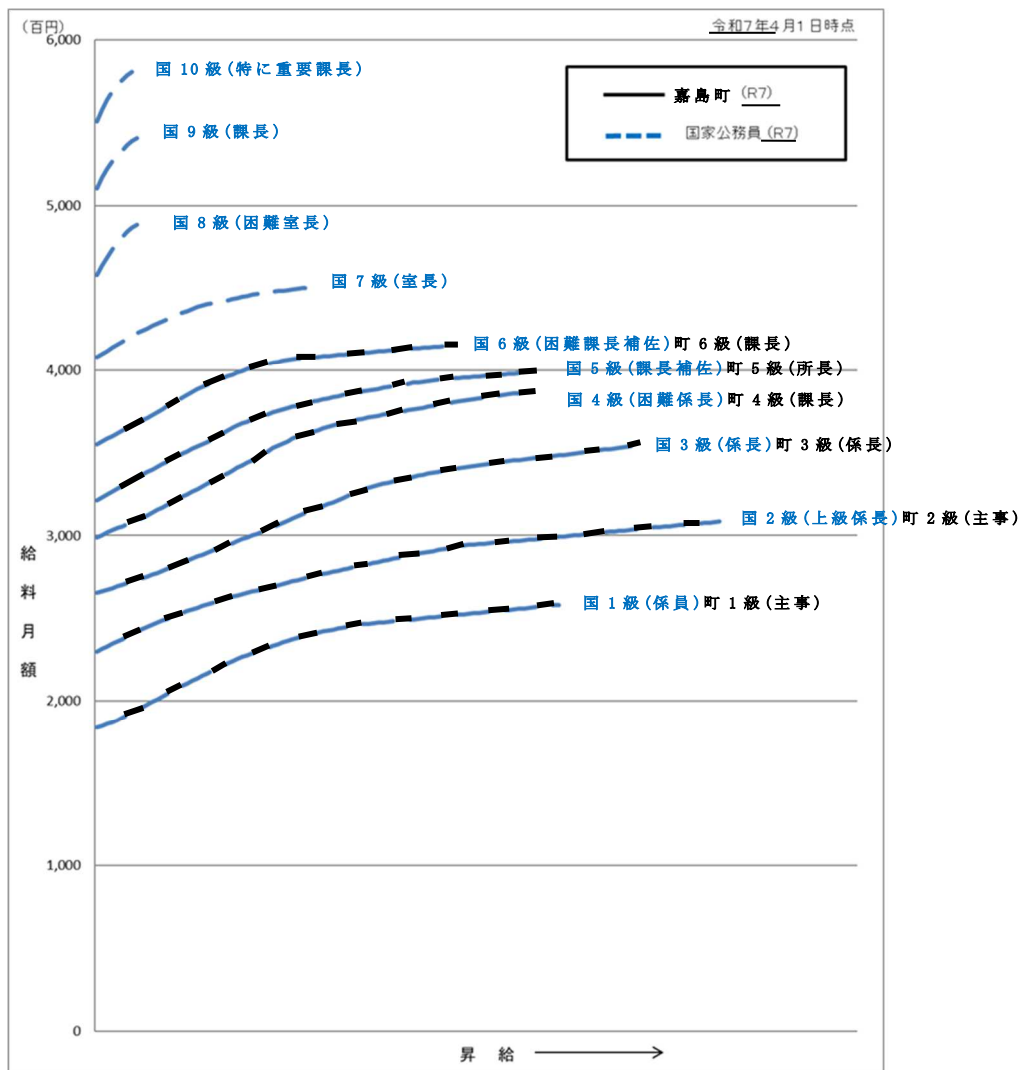
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、教諭の職務	34 人	41.0 %	183,500 円	258,100 円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、教諭の職務	9 人	10.8 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長、参事、主査、主任教諭の職務	20 人	24.1 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務（5級・6級に掲げる職務の除く）	13 人	15.7 %	298,800 円	386,100 円
5 級	特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則で定める職の職務	5 人	6.0 %	321,300 円	398,200 円
6 級	総務課長、総括審議員の職務	2 人	2.4 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 嘉島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（嘉島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嘉 島 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,303 千円	1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,860 千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (嘉島町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

嘉 島 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	0人	0%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		110千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		12,167円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		10.71%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業	0千円	日額290～380円
精神病患者護送手当		精神病患者の護送	0千円	日額1,000円
税務手当	税務課職員	町税の賦課・徴収	110千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	4,528千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	73千円
支給実績（R5年度決算）	3,924千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	64千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		0 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		0 円
		円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に月払	同		8,134千円	232,400円
住居手当	賃貸住宅、単身赴任配偶者家賃16,000円以上	同		7,689千円	265,140円
通勤手当	原則交通機関等2K以上利用者	同		3,112千円	48,631円
管理職手当	管理監督職員	同		5,885千円	280,229円
休日勤務手当	休日勤務職員時間単位	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	744,100円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円
	副市区町村長	557,600円 () 円)	680,000 円 / 430,400 円
報 酬	議 長	297,600円 () 円)	408,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	245,600円 () 円)	342,000 円 / 180,000 円
	議 員	223,200円 () 円)	323,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(R6年度支給割合) 3.1 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R6年度支給割合) 3.1 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) 在職1年につき給料月額×500/100 在職1年につき給料月額×290/100	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

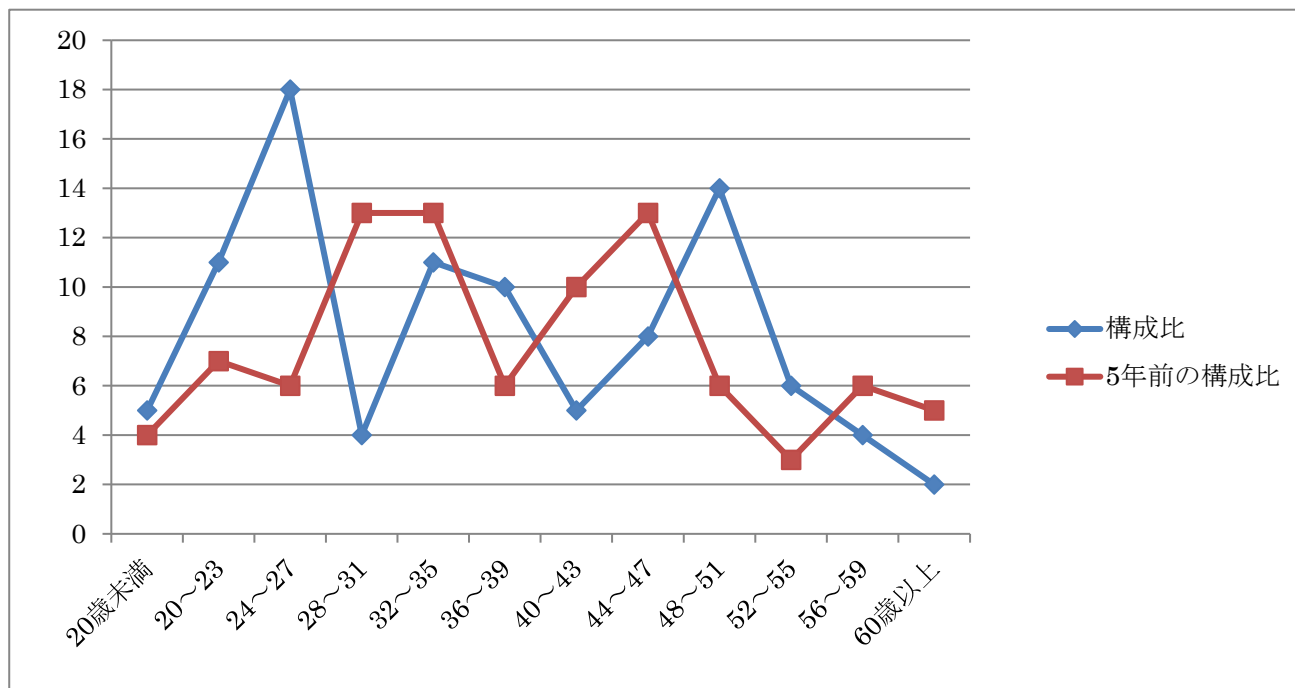
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総務企画	25	23	+2	
		税務	7	8	-1	
		民生	11	11	0	
		衛生	7	7	0	
		農林水産	9	8	+1	
		土木	13	11	+2	
		商工	2	2	0	
	計	75	71	+4	<参考> 人口1万当たり職員数 73.16人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 90.31人)	
		教育部門	13	13	0	
	消防部門					
	小 計	88	84	+4	<参考> 人口1万当たり職員数 85.85人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 109.63人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	簡易水道	2	2	0		
	下水道	3	4	-1		
	国保	2	2	0		
	後期高齢 介護	1	1	0		
		2	2	0		
	小 計	10	11	-1		
	合 計	98	95	+3	<参考> 人口1万当たり職員数 95.60人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	11人	18人	4人	11人	10人	5人	8人	14人	6人	4人	2人	98人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	71	73	73	71	71	75	+4(+5.6%)
教育	10	10	11	11	13	13	+3(+30.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	81	83	84	82	84	88	+7(+8.6%)
公営企業等会計計	11	11	10	10	11	10	-1(-9.0%)
総合計	92	94	94	92	95	98	+6(+6.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業なし